

むかわ町森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

〔令和 元年 6月21日制定〕

〔令和 7年 4月30日改正〕

森林の有する地域温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月から「森林環境税及び環境譲与税に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、毎年、法に規定する譲与税基準に基づき森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が譲与されることとなる。

また、その財源として令和6年度から、森林環境税として国税賦課徴収が開始された。

譲与税には使途が規定されており、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進とその他の森林整備の促進に関する費用に充てることとされている。

むかわ町においては、法の趣旨及び法の規定のもと適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めるため、譲与税を有効に活用した施策の立案及び事業の方針を定めるものである。

1 事業の分類

本方針に基づく譲与税の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 森林整備の推進
- (2) 人材育成・担い手確保
- (3) 木材利用の促進
- (4) 普及活動
- (5) 森林環境譲与税基金への積立

2 事業内容等

(1) 森林整備の推進

① 森林経営管理制度の活用等

森林整備が行き届いていない私有林を対象に、森林経営管理制度に基づき、森林所有者に対して意向調査を実施し、意欲と能力のある林業事業者などに森林の経営や管理を委ねるよう働きかける。

意向調査において、町に対し森林の管理を委ねたいと回答があった森林については集積計画の策定に努めることとし、町が発注者となり森林整備を実施する。

また、経営計画を作成している森林については、譲与税を活用して森林の整備を一層促進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進する。

② 路網の整備及び維持管理

新たに開設が必要な林道、林業専用道及び基幹作業道、災害により被災した既存林道、既存林業専用道及び既存基幹作業道の復旧整備に務めるとともに、私有林内における森林作業道等が災害により被災した場合は、復旧への補助を行い、森林整備の妨げにならない様、寄与する。

③ 鳥獣等対策

植栽箇所において獣害等に遭った森林が増えてきており、森林再生に伴う支援の必要性が増していることから、支援策を検討する実証事業を時限的に行い、事業の効果・有効性を検証し、制度化への検討を行う。

④ 危険木等伐採と減災措置

災害の防止や国土の保全を図るため、倒木の恐れがある危険木や通行上悪影響をもたらす支障木等の伐採及び、山腹崩壊や流木によりライフラインに悪影響を及ぼす恐れがある場合の山林内措置を行う。

事業箇所としては地域森林計画対象林（林班で管理されている森林）のうち、土砂災害警戒区域や山地災害危険区域に指定されている森林をはじめ、緊急を要する区域の森林を対象とし、災害の防止等につながる取組を効果的に進める。

⑤ 森林情報整備

森林（山林）の相続人不在住や未相続、森林所有者の高齢化が進み、所有者不明森林が増え、森林の経営管理などに支障をきたしているため、森林経営管理法における特例措置を発動させる前に、ある程度の情報整理が必要であることから、所有権追跡調査を実行する。

また、昨今の人材不足と森林整備に伴う費用の高騰の観点からも、森林情報や林道情報の管理は必要不可欠であるため、UAVや航空レーザー計測により森林資源や山林内地形の調査・解析を行い、森林の多面的機能の発揮を促進する。

(2) 人材育成・担い手確保

就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあるため、各教育機関や地域の関係者などと連携を図りながら、町内外から幅広い新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進める。

① 林業事業体、林業従事者への支援

林業の現場作業に従事する従業員等の資格等の取得又は受講について、費用支援する。

② 研修の実施

林業技術者を育成する林業機関に対し運営支援を行い、町内山林等を活用したカリキュラムを実施してもらい、将来の就職先候補地として認識してもらおう。

③ 町体制の確保

森林経営管理制度等の円滑実施や、町の林業担当職員の育成のため、地域林政アドバイザー制度を活用する。

また、将来的な専門職員確保に向けた学校訪問等を行う。

(3) 木材利用の促進

町内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎えるなか、町内産人工木材の付加価値向上を図るため、引き続き森林認証取得の働きかけを行うほか、「むかわ町地域材利用推進方針」に基づき、町内の公共施設や民間施設の木造・木質化を進めるとともに、林地未利用材の効率的な集荷を進め、木質バイオマスの利用を促進する。

また、町産木材を使った木製玩具を新生児へウッドスタートとして贈呈し、木材利用とともに普及啓発にも寄与する。

(4) 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町内の住民はもとより、都市住民の理解の促進を図るため、都市住民と交流する町有林を活用した森林教育や植樹活動のほか、木育活動を進める。

① フィールド整備

植樹活動を円滑に進めるため、活動場所の確保及び周辺を含めた整備に努める。

② 森林教育及び木育活動

町内外の木育関連団体及び木育マイスターと連携し、森林に関することや木育体験、木工作業等のイベントを行う。

また、児童・学生向け森林環境教育プログラムの作成を考慮し、人材確保や木育マイスターの育成に務める。

(5) 森林環境譲与税基金への積立

むかわ町森林環境譲与税基金条例（令和元年6月21日条例第19号）に基づき、むかわ町森林環境譲与税基金として積み立てし、上記事業に活用する。